

平成26年第13回教育委員会定例会

開会年月日 平成26年7月11日(金)

場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 委員長 内藤幸子
同 委員 安藏誠市
同 委員 外松和子
同 委員 長島良介
同 教育長 河口浩

議 題

1 議案

- (1) 議案第35号 保育所入所不承諾処分に係る審査請求について

2 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する
陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書
〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画(素案)の撤回・見直しを求
める」陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを
求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳
情〔継続審議〕
- (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継
続審議〕

3 協議

- (1) 練馬区立学校の教育課程の在り方について〔継続審議〕
- (2) 練馬区立中学校選択制度の今後のあり方について〔継続審議〕
- (3) 平成26年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について

4 報告

(1) 教育長報告

子ども・子育て支援新制度について

その他

その他

開 会 午前 10時00分
閉 会 午前 12時15分

会議に出席した者の職・氏名

| | |
|---------------------|---------|
| 教育振興部長 | 郡 榮 作 |
| こども家庭部長 | 堀 和 夫 |
| 教育振興部参事教育総務課長事務取扱 | 岩 田 高 幸 |
| 教育振興部教育企画課長 | 羽 生 慶一郎 |
| 同 学務課長 | 内 野 ひろみ |
| 同 施設給食課長 | 三ッ橋 由 郎 |
| 同 教育指導課長 | 堀 田 直 樹 |
| 同 学校教育支援センター所長 | 伊 藤 安 人 |
| 同 光が丘図書館長 | 加 藤 信 良 |
| こども家庭部参事子育て支援課長事務取扱 | 木 村 勝 巳 |
| こども家庭部保育課長 | 櫻 井 和 之 |
| 同 保育計画調整課長 | 杉 本 圭 司 |
| こども家庭部参事青少年課長事務取扱 | 中 里 伸 之 |
| 練馬子ども家庭支援センター所長 | 吉 岡 直 子 |

委員長

ただいまから平成26年第13回教育委員会定例会を開催する。

本日は旭町小学校での出前教育委員会を予定していたが、台風第8号の影響が懸念されたため、事務局職員が不測の事態に備えられるよう、出前教育委員会は延期とし、本日は教育委員会室で定例会を行うこととなった。ご了承いただきたい。

本日は、傍聴の方が3名おいでになっている。よろしく願います。

それでは、ここで本日の会議の進め方についてお諮りする。本日の議案第35号については、個人に関する情報が審議内容に含まれるおそれがあるので、個人情報保護のため非公開として、報告の後に行いたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

委員長

それでは、議案第35号の審議は非公開として、報告の後に行う。

それでは、案件に入る。本日の案件は議案1件、陳情8件、協議3件、教育長報告1件である。

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画(素案)の撤回・見直しを求める」陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継続審議〕

委員長

議案は先ほどお話ししたとおり報告の後に行うので、初めに陳情案件である。

継続審議中の陳情8件については、事務局より新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。したがって、本日は全て「継続」としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

委員長

では、そのようにさせていただきます。

協議(1) 練馬区立学校の教育課程の在り方について〔継続審議〕

委員長

次に、協議案件である。

協議(1)練馬区立学校の教育課程の在り方について。この協議案件については、本日、土曜授業についてと、小中一貫教育の取り組みについて、資料が提出されている。まずは土曜授業について、資料の説明をお願いします。

教育指導課長

資料に基づき説明

委員長

では、各委員のご意見やご質問をお伺いする。

土曜日のお休みについては、平成4年から月1回ということで始まり、それから約10年かけて徐々に増やしていき、平成14年度からは完全学校週5日制という形になっている。それからまた10年間、平成23年度までが週5日制の形で進められてきて、この間20年間かかっていると思っている。

その後、練馬区としては、年間8回土曜日授業を行うという形がとられてきたというのがざっとした土曜日の授業、土曜日のお休みについての経緯であると思う。

教育長

今、土曜授業をやっていない月というのは何月か。

教育指導課長

4月、5月、8月、3月となる。

教育長

そのうち、8月はわかっているが、3、4、5月ができないというか、土曜日授業を行わなかった理由はあるか。

教育指導課長

4月については、年度当初ということで、教職員が子供たちを理解し、学級の安定を図るため少しゆとりをもった教育活動を始めるということで4月は実施していない。

5月については、ゴールデンウィーク等の連休等が狭まり、家庭で過ごす時間、家庭で子供と親子関係を大切に作る時間、そうしたものをとっていきいたいということがあって設置していない。

3月については、年度のまとめということで、学校のほうでもさまざまなものをまとめていく。そうした時間をとるために、3月についても土曜日授業は設置していない。

以上となる。

教育長

23区の中には年11回とか、月1回というところもあるが、今、説明があったような理由で練馬区の場合には8回行っているということである。

私としては、この土曜日授業については、答申にもあるとおり、現行の8回というのは練馬区の場合、定着しつつもあるので、当面はこれが望ましいと思っている。今後、さまざまな状況の変化等があつて改めて検討するということもあるとは思いますが、土曜日授業については現行の8回でしばらくは行くということによろしいのではないかとと思うので、そろそろ教育委員会としての方向を出してもよいのではと思っている。

委員長

ほかの方、ご意見あるか。ご質問でも構わない。

安藏委員

私も前に8回というのは、やはり答申のとおりで妥当ではないかという話をさせていただいたが、そのほかの土曜日に関しては、かなり地域の活動と密接にかかわっているので、教育長の話されたとおりで私もいいと思っている。

委員長

ほかの方、いかがか。

外松委員

土曜授業を実施するに至った経緯を伺って、そういう変遷があったのだなということをもた改めて認識した。答申やアンケートを読ませていただいても、今、練馬が実施している年8回の授業の実施でよろしいのではないかという意見も多く出ているので、私もそれでよいのではないかと考えている。特に実施していない5月に関して、保護者の方から、ゴールデンウィーク中は土曜授業を実施しないで家庭に帰してほしいというような声もたしかあった。そういう点からも5月は実施しないほうが妥当だと思っている。8回でよいのではないかという一番の理由としては、授業時数がこれでしっかりと確保されているということなので、現在は今年8回ということでもよいのではないかと考えた。

以上である。

長島委員

私も同じ意見である。子供たちは地域の行事などで土日は忙しいと思うので、当面はこのままの8日で問題ないのではないかと考える。

委員長

皆さん、現行のとおりでよいというご意見をいただいた。私も前回にもお話ししたが、まだこの8日というのは実施して3年目ということもあり、これから、国や都がどのような動きになっていくか流動的なところであるので、しばらくは答申のとおり、現行のままでもよいと私も考える。

そうすると、全員の方が現行どおりということであるので、土曜日授業については、答申どおりということでもよろしいか。

委員一同

はい。

委員長

それでは、そのようにさせていただきたいと思う。

続いて、前回の定例会で話があった練馬区における小中一貫教育の取組について資料が提出されているので、説明をお願いします。

教育企画課長

資料に基づき説明

委員長

ただいま説明があった小中一貫教育の取組について、皆様からご質問があればお伺いする。

なお、小中一貫教育の取組を踏まえた学期制に関連したご意見については、次回以降、協議の中で行いたいと思うので、よろしくお願ひしたいと思う。

それでは、小中一貫教育についてのご質問、あったらお願いします。

外松委員

ほんとうに、特に中学校の先生方は多忙な日々であるが、その中でこの連携クリエーターの先生を中心に工夫していただいて、日程を確保し実施しているということに、まずは感謝したいと思う。

こういう連携をして授業を展開していただいているわけだが、それぞれの実践校が、実際にやってみて、この連携の成果というものを現場の先生方がどういう点で感じているのか、その辺の声を聞かせただけならと思う。もちろん、また課題点もあつたらお願ひしたい。

教育企画課長

実は、現在、連携クリエーターの育成研修部会というところで、クリエーターの先生方からご意見をいただいている。そういった中で、一番先生方のご意見が多いのは、授業を見合うことによって、相互理解が深まったということはもとより、自分の授業を見直すきっかけになってきているといったご意見が多いようである。委員の意見の中には、先生方の指導力の向上に結びつくといったようなご意見もいただいている。ただ、先ほども少し申し上げたけれども、小中一貫教育のこれらの取り組みを行うためには、綿密な打ち合わせをしなければならないが、なかなかその時間がとれないといったご意見もある。学校では授業以外にもさまざまな特別活動、行事なども行われているので、そういったものとのスケジュール調整などもなかなか難しいようである。

詳細については、また改めて文部科学省の調査研究の報告等の中でお示しできればと思っているので、よろしくお願ひする。

委員長

ほかの方、いかがか。

長島委員

選択制度との兼ね合いはどのようになっているのかお聞きしたい。

教育企画課長

練馬区においては、実は通学区域が小学校、中学校で複雑に入り組んでいるところが多い状況がある。中学校の通学区域と小学校2校程度の通学区域が一致しているところは、実はあまりない状況である。したがって、選択制を練馬区は導入しているが、その選択制の有無にかかわらず、必ずしも小学校の卒業生が皆同じ中学校に入学できるという状況にはないので、そういった状況を踏まえながら、どこの中学校に進んでも大丈夫なように、小学校のうち小学校と中学校の連携を図っていくという考え方で小中一貫教育を進めているところである。

したがって、例えば、学習指導要領準拠ということで特別な教育課程は編成しないなどのこともその前提としてやっているところである。

長島委員

今のお話で行くと、子供たちがどこの中学に行っても同じようにやっていけるということであると、選択制の中でうたわれていた特色とかそういったものを消していけないと矛盾してくると思うが、その点についてはどうか。

教育企画課長

小中一貫教育においても、それぞれ子供たちの実態を踏まえながら教育内容を考えているところである。したがって、それぞれの校区においてさまざまな取り組みが行われている。ある意味では、特色がそれぞれ異なっている状況がある。

また、選択制においての特色についても、学校がそれぞれ特色を持った授業を行うということについては、これは進めるべきものであろうと思っている。

委員長

指導課長、何かあるか。

教育指導課長

やはり学習指導要領に準拠した教育課程を編成しているが、その上で、各学校で特色を生かした、さまざまな体験活動であるとか、また、総合的な学習の時間においても、学校によって環境教育に力を入れたり、また、国際理解教育に力を入れたり、そういう部分で特色を出しているの、保護者の方々が学校を選択する上では非常に特色ある教育活動というものも1つの指標になっていると考えているところである。

以上である。

教育長

確かに選択制の前提として特色ある学校づくりというのがあって、選択制を制度として進展させていくためには、それぞれの中学校が特色を持って、それこそ「うちの中学校へ来てください」というアピールも含めていることが理想だと私も思っている。ただ、そういうことと、この小中一貫教育というのは両立するのかどうかというのが、今、長

島委員の質問だと思うが、なかなか突き詰めて考えれば難しい部分も確かにあると思う。しかし、小中一貫教育というのは、特色をつぶす形ではなくて、やはり小学校と中学校がお互いに連携をして、小学校の教員も中学校の教員も子供の9年間をしっかりと見守って支えていくという意識を持って行うというのが、小中一貫教育の根底にある考え方だと私は思っている。練馬区で導入したのは、まさにそのところが大事だということで導入したつもりでいる。

そういう意味では、例えば小学校の子供が小中一貫教育をやっていた中学校に行かないでほかの中学校へ行っても、どこの中学校へ行っても小中一貫の考え方というのは、どの学校でも同じようにあるのだということをやはりわかってもらいながら、この小中一貫を進めていく。その上で特色ある学校づくりというものもあわせてやっていくことによって選択制も成り立っていくという、そういう二段構えというか、考え方でやっているつもりでいる。ただ、どの学校へ行っても大丈夫だと言うことが、逆に特色を薄めていくのではないかとということも、二律背反的なところがあるということは念頭に置いて、それぞれの制度を精査していかなくてはいけないということは、確かにおっしゃるとおりかと思っている。

教育振興部長

次に、中学校選択制度の報告をさせていただくところであるけれども、この中学校選択制度の今後のあり方についてという答申の中でも、当面、選択制度は現状のまま継続することが望ましいとして、答申の最後の部分で、現在、教育委員会では、練馬区小中一貫教育推進会議を設置して、今後の多様な小中一貫教育のあり方等の検討に着手しており、その検討結果が選択制度のあり方に影響を与えることも予想されることから、いずれかの時期に改めて総体的な論点が必要になると考えているとある。小中一貫の話が今後深まる中で、通学区域のあり方とか、選択制度も変わり得るのではないかとというような答申の内容になっているので、今、長島委員がおっしゃったように、そういう問題意識を持ちながら、今、選択制度についても検討を進めているという状況である。

委員長

話が十分深まってきたと思うが、ご質問、ご意見はあるか。

先ほど、外松委員からもお話があったが、私もこの表を拝見して、各校大変努力していただいているという思いを強くした。順調に推進されているという感じがした。先ほど、文科省のほうの委託事業の話があったが、何年から何年までだったか教えていただきたい。

教育企画課長

文科省の受託研究事業であるが、昨年度に受託して、25、26、27年度の3カ年を予定している。28年3月までには研究の成果を出していくという形になる。

委員長

という取組もなされているということでご理解いただきたいと思う。

細かいことになるかと思うが、初めての方は実践校と連携校という違いと、小中一貫教育校と小中一貫教育とよく混乱するのだが、その辺のところについてご説明していただけるとありがたい。

教育企画課長

練馬区が進めている小中一貫教育であるが、義務教育9年間を見通して教育活動を行っていくという大枠として一貫教育を捉えているものである。そのうち教育目標であるとか、学校の組織というところまで踏み込んでいくと、小中一貫教育校になっていくと思っている。

そのために練馬区では小中一貫教育校というところまで踏み込むことがなかなか難しいところがあるので、その間、一貫校にまだ移行できない間ということで、研究が終わって実践に移っていく学校について実践校と呼んでいるところである。一方で距離的な問題なども含めて、なかなか中学校と連携しながら実践することが難しい学校もやはりある。そういったところは、実践校における成果を生かしながら、みずから小中一貫教育の精神をもとにさまざまな活動を行っていく、そういう活動を行う学校を連携校と呼んでいるところである。

委員長

という使い分けをされている。

教育企画課長

例えば、こちら、資料の中であるが、例えば、3ページ、26番、三原台中学校である。こちらは三原台中学校と道路を一本挟んで泉新小学校があるが、その同じ校区の中で光和小学校、橋戸小学校は少し距離が離れている。そのためになかなか同様な実践は難しかろうということで、ここでは連携校として現在は取り組みを行っているということである。

委員長

そうすると、小中一貫教育校というのは、現在のところ、練馬区では、大泉桜学園1校であるということか。

教育企画課長

小中一貫教育校の定義はさまざま実はあるけれども、練馬区で設置されているのは、大泉桜学園1校である。

委員長

ほかにご質問はあるか。

特にないようなので、本日の審議はここまでよろしいか。

委員一同

はい。

委員長

次回以降も審議を継続したいと思う。よろしく願います。

協議(2) 練馬区立中学校選択制度の今後のあり方について〔継続審議〕

委員長

次の協議案件である。

協議(2)練馬区立中学校選択制度の今後のあり方について。この協議案件については本日資料が提出されているので、説明をお願いします。

学務課長

資料に基づき説明

教育振興部長

資料の2ページであるが、選択制度と指定校変更申請を、現行から変えるとしたらこういう変え方があるということで、この改正の考え方(案)、のどちらかを選択したいということではない。現行から変えるという考え方も出るが、今のやり方が妥当ではないかというのが、今、私ども事務局が考えていることである。

委員長

私もその辺のところはどういう、改正の考え方がどういう位置づけなのかということ、が実は気になっていたのだが、これは答申を受けて、こういうことも考えられるという事務局の案というふうに受けとめてよろしいのか。

教育振興部長

そのとおりである。

要するに、指定校変更の時期などを工夫する必要があるのではないかというような意見もあったので、変えるとしたら、こういうことが考えられるということでお示しをしたということでご理解いただきたい。最終的にどの方向とするのかご協議いただければと思う。

委員長

事務局としては、現行の形が今のところは望ましいのではないかとこのようにお考えであるということか。

教育振興部長

そうである。

委員長

それで、教育委員会としては、現行のままでいいのか、または改正の考え方、またはもっと別な考え方があるかということがあれば協議をしていく、審議をしていくという流れでよろしいのか。

教育振興部長

そのとおりで結構である。

委員長

はい、わかった。

ということであるので、答申のほうもお読みいただいているかと思うが、今回の改正の考え方も含めて、ご意見、ご質問が……。

教育振興部長

1つ、中学校選択制の実施状況について、この表の読み方を学務課長から丁寧に説明したいと思うので、よろしく願います。

学務課長

1ページの表1の学校選択制度の実施状況についてということである。こちら、年齢者については、10月1日現在の通学区域内の年齢簿登載者ということである。

右側、入学者については、実際に区立中学校に入学した生徒。

学級数、全体34校の学級数の推移である。23年度から26年度をごらんいただくと、若干増えているという状況がある。

それから、右側に進んでいただくと、入学者数の内訳になっている。指定校については学区内の入学者数、それから入学率については入学者に対する比率ということで、こちらについても、各年80%前後推移をしている状況で、ほとんどの方が学区内の中学校を選択しているという状況がある。

その右側については、指定校変更ということで、事情があるお子さんが学区の中学校以外の学校を選ばれて入学した数、それと、練馬区外から入学を希望した生徒の数ということで、こちらについても、2~3%が例年いるという状況になっている。

それから最後に、学校選択制の状況というところで、入学者数、それから入学率、の希望者数であるが、希望者数、例年これぐらいというところであるが、希望率が全体の、やはりこれも20~24%を推移しているという状況である。年度によって、24年度、25年度は希望者が若干増えているかというところであるが、率とすると、このあたりのところを推移しているというところである。

これを抽選であるとか、ここからまた国公立、それから転居等もあるので、最終的に選択制度によって入学した生徒が の入学者数となっていて、こちらが15~16%を示しているという状況になっている。

以上、説明である。よろしく願います。

教育振興部長

追加して説明する。

この表で26年度のところを見てほしいが、学齢者が10月1日で6,139人いて、4月の入学者が4,701人ということで、1,400人ぐらいは国公立または練馬区域外の学校に転出をしてしまう。学校選択制のところを見てほしいが、学齢者数の人たち6,139人のうち、1,234人の人が選択制度を利用したいと手を挙げるのだけれども、実際は入学者が779人ということで、500人ぐらいはやはりここから国公立へ出てしまう。逆に言うと、そのために、例えば定員、受入者枠を40に決めても、要するに、40%ぐらい国公立に逃げてしまうので、上澄みで枠をとる。

例えば、6ページを見ていただきたいのだが、光が丘第一の場合は、学齢者が53人、入学者が94人である。こちらの右側の学校選択状況を見ると、学校は40人受け入れるというところに、88人が希望を出している。しかし実際に入ってきたのが55人である。そうすると、実際は、指定校で入学したのが30人に対して、選択制度で入ってきたのは55人ということで、光が丘第一は、まさにどこの地域の学校なのかというような学校になっている。

また現在、受入枠40人に対して希望者が88人の場合には、抽選をして60人までは入学許可を出している。入学者が55人だから5人の方が入らなかったと見ていただきたいのだが、そういう意味では、今回、私どもが示したように、例えば受入枠を40人にして、選択制度で入学できる生徒を40人しか許可しないで、希望者88人のうち、48人には入学を許可しなければ、恐らく光が丘第一の入学者は40入れるところ、例えば20、25といった数が選択制度で入ってくるようになる。そういうやり方がいいのか、今みたいに逃げる率を見て40人に上乗せして選択制度で入学許可を出すのがいいのか、その辺の議論をぜひしていただきたいと思っている。

私からは以上である。

教育長

何を教育委員会で議論すべきなのかという、その辺のところを整理してもらったほうがいいかもしれない。あれもこれも議論するのではなく、何を議論のポイントとするのか整理して、回を分けて集中的に、この項目については今日行おうなどという形で進めたほうが効率的かもしれない。

委員長

教育長と全く同感で、今日は全体的なことで、なかなか複雑な問題が絡んでいるということは理解できた。この後も協議は続けていく予定なので、今後の進め方については、部分部分に分けて話し合いを進めていくという形にさせていただきたいと思うが、よろしいか。

今日のところでも、まだ質問がおりだと思うので、今日の段階でのご質問をこれから受けたいと思う。

長島委員

制度そのものに関しては、いろいろ難しいとは思いますが、どうしてこんなに各学校で差が出るのか、その辺について検証とか、調べられたりはしているのか。

学務課長

今回、検証に当たって、アンケートもとってはいるが、個々の学校でという部分では、検証の対象としてはいない。アンケートの中でも、やはり地元の学校を希望されるだとか、学区外を希望される方の多くは友人関係だとか、部活動、それから家族が卒業した学校とか、そういう要因というのは数字的には見てとれるので、それが理由の大きなものかと事務局としては捉えている。

長島委員

こうしてみると、26年度を見る限りでは、ほぼおさまっているような気がするが、ほんとうに開進二中、三中とか、光が丘だとか、一部の学校がえらくいびつになっている気がする。制度そのものをここの学校のためにどうこうする前に、なぜここがこういびつになるのかというところを解消していくことを考えてもよいのではないか。今日どうこうというわけではないが、そこを解決していかないと、今度はここに合わせると他の学校がいびつになったりして、いたちごっこになってしまうような気がする。ずっと23年から見ている限り、偏っている学校があまり変わっていないと思う。先ほどの特徴というのがあるのかもしれないが、その特徴も生徒が偏る特徴がいいのか、他の学校が変わることで人気が集まっていることがおさまるとか、そういった発想で動いていかないと難しいような気がするのだが、いかがか。

教育指導課長

学校選択の1つ指標として、部活動というものがある。そして、子供たちが部活動で選ぶ際に、やはり自分の入りたい部がある学校ということになる。そうすると、ある程度、学校の規模が大きくなると、教員の数に違いが出てくる。小規模の学校だと教員の数も少ないために部活動の種類も少なくなる。だから、どうしても自分の入りたい部活動がないと、やはり多様な部活動を実施している学校、要するに、中規模以上の大きな学校に行ってしまう。だから、小規模の学校については、部活動で選択する生徒の数が少ない、そういうようなことで毎年部活動等については変わらないというような状況が1つある。

以上である。

委員長

1つ具体的な例があったかと思う。

長島委員

最後によろしいか。

もちろん選択制の観点から行くと、いびつを解消すべきことかもしれないが、学校全体で考えたときに、選択制というのは一部分でしかないと思うので、トータルで考える

べきだと思う。あくまで意見と質問というか、そういうふうに捉えていただければと思う。

以上である。

委員長

ほかにご質問あるか。

安藏委員

ここにそれぞれ入学者の数字が入っているけれども、学校のバランスが、やはり多いところと少ないところとある。学校規模によってそれぞれ定員があると思うが、それぞれどれぐらいの定員を持っていて、充足率はどれぐらいになっているか、その辺を一覧で示していただくと、もっといろいろな面で検討できるかなと思うので、その資料があればお願いしたいと思う。

学務課長

定員という考え方が公立学校にはない。学区を定めて、その学区の中の子供たちに義務教育を施していくというところがあるので、多ければそういう対応を、施設的な面も含めて、学校として、教育委員会として対応して受け入れ態勢をとっていくというところが基本となっている。

そのため定員に対するの充足という部分では捉えていないという状況がある。

委員長

定員という考え方ではなくて、学齢簿の登載者の人数を基本的には全員受け入れることが可能な施設設備を、その他人員も確保するということが前提にあって、現実問題には外に出ていく方もいるという実態に応じて準備をするという考え方が基本だと思う。

教育企画課長

こちらの表で見ていただくとわかるが、やはり学校の規模が大きく異なっている。平成17年4月に学校の規模の適正化の基本方針を策定しているところである。この間、中学校選択制の見直し等の議論も行われてきているので、なかなか中学校の学校規模の適正化には踏み込めていないところであるが、こちらの小規模な学校、あるいはかなり大きな規模の学校もあるので、その学校をどうしていくのかというのは大きな課題だと認識をしているところである。

また学校の適正規模であるが、中学校については学級数として11学級から18学級が適正規模と考えているところである。

安藏委員

今ここでその資料を欲しいと話したのは、結局、やはり教員の数とか、そういった面で、今お話があったように、大規模校が大変有利な面がある。区全体から見たときに、やはりそれぞれの地域で公平な教育を受ける環境をつくっていかねばいけないので

はないかと思ったときに、やはり小規模の学校に関しては、できるだけその学校に子供たちがなるべく行くようにして、その辺の環境をもう少し充実できないのかと考えたところである。

この受入枠40とあるが、むしろ充足率ではないが、考え方としては、ある程度生徒数が多い学校に対しては、その枠をもっと極端に減らすとか、そういう方法もあるのではないかと思ったので、今、お話しさせていただいた。

委員長

というご意見をいただいた。
関連して何かあるか。

外松委員

私はこういう選択制とは無縁な中学校時代を送ってきて、指定校変更申請ということも実際は経験していない。2ページに書かれている表の概要のところ、「選択制度による入学者決定後、特別な事情のある生徒の指定校変更申請を受け付け、審査する。」とあるが、特別な事情がある生徒の指定校変更の申請というのは、一般的にはどういう状態のときにそういう申請をして、それを審査していただくことができるのか。またこの表の改正の考え方 のメリットのところにあるけれども、「指定校以外の学校に行く必要がある生徒の希望」ということは、これは指定校変更申請と同じことだと受けとめてよいのか。

学務課長

指定校変更制度、いわゆる8条申請として知られているが、この事由については、現在、基準を設けて対応しているところである。一番多い申請については、友人関係、それから、いじめだとか、そういった1人のお子さんの、その学校に進むことで解消ができる、そういう目的で申請をされることが多い。

また、学年の途中で転居や転出をした場合に、引き続きその学校に通学をしたいということで申請されるという方がいる。

そういった理由で申請いただいて、審査をして、承認・不承認の判断をする制度である。基本的には通学区域の学校に入学して措置をしていただくということが基本となっている。

それから、メリットの部分については、今申し上げた指定校変更の事由のほかにも身体的なことであるとか、家庭的な状況というところが項目としてあり、そうした理由に該当する生徒という意味で、必要がある生徒の希望という表記をさせていただいたところである。

教育振興部長

この指定校の変更は、学校教育法施行令があって、第5条2項で、「市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校が二校以上ある場合においては、前項の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない

い」という規定がある。8条で、「市町村の教育委員会は」、あなたはこの学校に行きなさいと指定した場合に、「相当と認めるときは、保護者の申立により、その指定した小学校又は中学校を変更することができる」という規定があるので、この規定に基づいてさまざまな申請が行われているというのが現在の状況である。

委員長

その指定校変更のことに関連するのだが、よその区などでは、認めることをかなり柔軟に捉えて、選択制度ではなくて、8条申請を利用して希望にかなうような形をとっている区もたしかあったようにご説明を伺ったことを今思い出したのでそれが1点ある。

それと、この1ページの1の表のところの1番の指定校変更の入学数、134から102までの数は、8条申請プラス区外からの入学者と先ほどご説明いただいたかと思う。それともう1つの説明の中では、平成16年度、選択制度の入る前までは700件近くの指定校変更があったのが、選択制度の実施の17年度は59件に減ったというお話をたしか説明があったかと思うが、これが100以上に増えているということは、この中に含まれているもの、59というのはあくまでも8条申請の数で、ここにある100代の数というのは、8条プラス区外の数字というふうに推測しているので、ここで8条申請そのものの数としたら、どれぐらいになるのか。

学務課長

先ほども申し上げた平成17年度の数字59件は8条申請の人数である。

例年、選択制度を導入した以降の練馬区外からの入学については、多い年で20人ほどいるけれども、10人から20人というところである。

8条申請の入学者については、22年から100名を超えている状況がある。

委員長

22年度からは100人を超える指定校変更、8条申請があるということが今わかった。ありがとう。

ほかにご質問あるか。追加の資料要求などがあれば何が、よろしいか。

それでは、次回以降、少し課題を整理していただいて話し合いを進めていきたいと思うので、事務局のほうでご準備をお願いしたいと思う。

協議(3) 平成26年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について

委員長

では、次の協議案件である。

協議(3)平成26年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について。この協議案件については、本日、事務局より新たに提出された案件となる。それでは、資料の説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

大ざっぱでもいいが、いつ頃までに何を決めなければならないなど、あるか。

教育総務課長

7月中に教育に関する計画、それから子供に関する計画の基本施策から1つずつテーマを7月中に選んでいただければと思っている。

教育長

今日こういう形で表が出ていて、4ページ以降、それぞれ基本施策、主な事業というのがあって、基本施策から1つずつ、教育関係と子育て関係を選ぶというところであるので、それぞれ各委員さん、検討していただいて、次回に出していただくということでいかがか。

委員長

資料2ページに、平成22年度は基礎学力の向上に関することを行ったとあるので、4ページの中の(1)、「学力向上に向けた支援」あたりは消えたというような形で照らし合わせて見ていただいて、残りの中で、今年度、どれがふさわしいかということ、それぞれ持ち帰られて選んでおいていただけると、次の進行がスムーズに行くかと思う。今日の時点で、まだまだご質問が多分おありかと思うので、特に新しい委員の方々は初めての点検・評価になると思うので、この際、お聞きしておきたいことがあったらどうぞ。

教育総務課長

5ページ以降の次世代育成支援行動計画の中の網かけは、区長部局のほうの施策であるので、これは対象にならない。対象にならない事業について網かけにしてある。したがって、6ページの一番上のところの基本施策「誰もが働きやすい就業環境の推進」は、全部区長部局の関連になるので、これは選択の対象にならないというふうにご理解いただければと思う。

網かけのないところ、ただ、7ページの1の「生きる力を育成する学校教育」は、これは教育振興基本計画にほとんど入っているので、そちらは教育振興基本計画のほうから基本施策は選んでいただければと思う。

委員長

恐れ入るが、もう少し詳しくしていただけると助かると思うので、例えば、4ページのところで、平成何年度にここはもう実施済であるというところを指摘していただけたらと思う。

教育総務課長

では、4ページのほうから行くと、(1)「学力向上に向けた支援」、これについては平成22年度に特定テーマで行っているので、これは対象にならない。

それから、右側の3「教育環境の充実」の(5)「子供の読書活動の推進」は、平成23年度に、区立図書館と学校図書館の連携に関する事で既にやっている所以、こちらも対象にならないところである。

それから、左側の「教育の質の向上」のところの(5)「小中一貫教育の推進」、こちらでも平成24年度に既に特定のテーマで行っている所以入らない。

それから、3の「教育環境の充実」の(1)「教育相談の充実」、こちらについては、昨年度行っている所以対象にならないという形になっている。

よって、1の「教育の質の向上」のところと言えば、(2)、(3)、(4)、(6)、(7)の中から、2の「家庭や地域と連携した教育の実現」の中では、(1)から(3)まで、3の「教育環境の充実」については、(2)、(3)、(4)というところからいずれか一つの選択という形になる。

委員長

だから、4ページの中の基本施策の今残っている部分からどれか、この体系図の中から1つ考えてきていただくということか。

教育総務課長

はい。

委員長

もう1つが、今度、5ページ以降か。

教育総務課長

5ページ以降になる。5ページ以降のところについては、この4「保育サービスの充実」、こちらは昨年選んでいただいてやっている所以、これは対象から外れるということである。

先ほど言った7ページの「生きる力を育成する学校教育」については、振興計画のほうになるので、こちらの「子どもの健やかな成長を助けるため教育環境を整備します」というところは、こちらの計画としては対象にならないというふうにご理解いただければと思う。

委員長

あと、ほとんど網かけになっているところは対象にはならないということでご理解いただけたか。

よろしいか。

では、そこから次回は、どれがいいというご意見を持ってきていただきたいと思う。ご質問やご意見がないようであるので、次に進みたいと思う。

(1) 教育長報告

子ども・子育て支援新制度について

その他

その他

委員長

次に教育長報告である。

教育長

今日は2件報告をする。

委員長

それでは、報告の1番についてお願いする。

子育て支援課長

資料に基づき説明

委員長

各委員のご意見、ご質問をお願いする。

では、1つだけ質問させてもらう。

11ページの 番、利用者支援事業【新規】と書いてあるところの「子ども又はその保護者の身近な場所で」とあるが、具体的にはどこを想定しておられるのか教えていただきたい。

子育て支援課長

国からも、こういうところだというお示しがある。乳幼児親子などが通うような施設で気軽に相談ができるということから、区としては現在のところ、子ども家庭支援センターとか、子育ての広場とか、こういうところが望ましいかということで検討中である。

委員長

ありがとう。

ほかによろしいか。

外松委員

11ページの 番の養育支援訪問事業とある、これは「養育支援が特に必要な家庭」というのは、具体的にどの辺を想定されていて、どういう方が訪問をするのか。

子育て支援課長

子育て世帯については、保健相談所によるこんにちは赤ちゃん事業という、保健師等が訪問をし、困っていないかなどいろいろお聞きをするという事業がある。そのときに

その家庭の実態などを把握し、さまざま課題があるということになれば、子ども家庭支援センターのチームが訪問をし、各種支援を行っている。チームには保健師、看護師など、色々な職種の者がいて、基本的にチームで取り組んで事業を行っている。

委員長

ほかにご意見、ご質問あったらお願いします。

それでは、ほかにはないので、その他の報告はあるか。

教育指導課長

台風第8号の接近に伴う練馬区立学校、園の対応について報告申し上げます。

区教育委員会においては、一昨日の7月9日水曜日に各小・中学校、園に通知を出した。主な内容については、台風が来る当該日の午前6時から午前7時の間に気象庁から練馬区に特別警報または暴風警報が発表中の場合は臨時休校の措置をお願いするという内容の通知を発出した。

また、昨日、7月10日であるが、台風の勢力が大きく変わり、衰えてきて、また進行速度も早くなったことから、地域の状況や職員の勤務において、始業を繰り下げる等の対応が必要であると判断した場合については、各地区の小・中学校間で十分に連携を図った上で、教育委員会に連絡をするというようなことで通知をさせていただいた。

各小・中学校、園の状況についてであるが、本日、7月11日、始業時間を1時間繰り下げた学校については、小学校が8校、中学校が1校あった。

23区の状況についてであるが、現時点で把握しているのは、区として一斉に繰り下げを通知したのは7区あって、7区の内容については、2時間繰り下げが6区、3時間繰り下げが1区あった。本区においては1時間繰り下げが先ほど申した小学校8校、中学校1校の合わせて9校ということであった。

以上である。

委員長

何かご質問あるか。

施設給食課長

台風8号の学校施設についての被害の状況だが、本日、朝の時点で、特に大きな被害はなかったということである。

委員長

それは大変よかったと思う。

あとはご質問ないか。

それでは、初めにお諮りしたとおり、議案第35号を行う。

議案第35号 保育所入所不承諾処分に係る審査請求について、この議案第35号については、初めにお諮りしたとおり非公開で行う。

なお、本日はこの案件が最後の案件となっている。したがって、本日の定例会の傍聴

はここまでとなる。

それでは、傍聴の皆様と、議案関係者以外の事務局職員は退席をお願いする。

非公開による審議（秘密会）

委員長

以上で第13回教育委員会定例会を終了する。